

事務連絡
平成17年9月7日

都道府県労働局
労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省
労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について

現在、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況から、労災補償行政においては、今後、石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求事案（以下「石綿労災事案」という。）の請求及び認定の状況について、国会等からの照会に迅速・的確に対応する必要があります。

このため、当分の間、各局及び本省において、常時、最新の石綿労災事案の請求及び認定の状況を把握できるよう、下記により平成17年4月1日以降に請求のあったすべての事案について、石綿労災事案の処理経過簿（以下「処理経過簿」という。）を作成することとしましたので対応をお願いします。

なお、処理経過簿の項目については、「職業がん個人調査票」と内容が重複する部分が多いことから、「職業がん個人調査票」の平成18年度以降の作成・報告方法については、別途検討の上、通知します。

記

1 処理経過簿の作成方法

別添様式を電子ファイルとして労働基準行政情報システムにより各労災補償課長あて送付するので、局においてこれに各項目の内容を記入して作成し、さらにこれを労働基準行政情報システムの本省掲示板に掲示するものとする。

2 処理経過簿の初期作成

処理経過簿の初期作成は平成17年9月16日までに行うこと。その際、平成17年4月1日以降に請求がなされたものに加え、平成17年3月31日時点において、請求がなされているが決定がなされていない事案及び平成17年度において決定がなされた事案についても登記すること。

3 処理経過簿の更新

処理経過簿は、石綿労災事案について当該事案に係る最初の受付がなされた時点で登記し、記載事由が発生する都度更新すること。

4 調査復命書写の局での保管

石綿労災事案については、本省において個々の事案の内容の詳細を把握する必要性が生じることも予想されることから、当分の間、決定がなされた場合には、調査復命書の写を所轄署から提出させ、局において整理・保管しておくこと。

なお、決定を行った事案について処理経過簿を更新するに当たっては、調査復命書の内容を十分確認すること。

5 記載に当たっての留意事項

- (1) 「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること
肺がん：1 中皮腫：2
- (2) 「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。
- (3) 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。
- (4) 「(業務)上・外」欄については、次のコードに従い記載すること。
業務上：1 業務外：2
- (5) 「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。
労働者非該当：1 認定基準非該当：2 時効・その他：3
- (6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。
石綿肺所見有り：1 胸膜プラーク所見有り：2
石綿小体・石綿繊維有り：3 医学的所見等無し：0
- (7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。
- (8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に自署が回送元である旨と、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に自署が回送先である旨と、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。
- (9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。
例 1. 他の事業におけるばく露歴を〇〇年から有する。
2. 当初じん肺で療養していたが、〇〇年から中皮腫で療養。
- (10) 記載に際しては、各監督署ごとに請求年月日順に掲示すること。

